

令和４年長浜市議会定例会

令和５年３月定例会月議会

議案書

- 別冊 令和５年度長浜市一般会計予算
- 別冊 令和５年度長浜市国民健康保険特別会計予算
- 別冊 令和５年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 別冊 令和５年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 別冊 令和５年度長浜市介護保険特別会計予算
- 別冊 令和５年度長浜市休日急患診療所特別会計予算
- 別冊 令和５年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算
- 別冊 令和５年度長浜市病院事業会計予算
- 別冊 令和５年度長浜市公共下水道事業会計予算
- ３ 令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１３号）
- 47 令和４年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 63 令和４年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）
- 71 令和４年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 79 令和４年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第１号）
- 86 令和４年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
- 97 令和４年度長浜市病院事業会計補正予算（第４号）
- 102 令和４年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第２号）
- 112 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の制定について
- 115 長浜市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 117 長浜市手数料条例の一部改正について
- 125 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 126 長浜市保育所条例の一部改正について
- 127 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 128 長浜市市営住宅条例等の一部改正について
- 132 長浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 133 長浜市長浜城歴史博物館条例の一部改正について
- 134 ながはま０次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する条例の一部改正について

- 138 長浜市改良住宅の譲渡に関する条例及び長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例の一部改正について
- 139 長浜市附属機関設置条例の一部改正について
- 140 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 141 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 144 長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 147 財産の譲渡について
- 148 財産の貸付けについて

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,242千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,222,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,327,861	720,000	17,047,861
	1 市民税	6,414,183	470,000	6,884,183
	2 固定資産税	7,977,270	150,000	8,127,270
	4 市たばこ税	695,013	100,000	795,013
9 地方特例交付金		99,000	26,200	125,200
	1 地方特例交付金	99,000	26,200	125,200
10 地方交付税		14,000,000	588,320	14,588,320
	1 地方交付税	14,000,000	588,320	14,588,320
12 分担金及び負担金		257,551	△33,425	224,126
	1 分担金	19,906	1,575	21,481
	2 負担金	237,645	△35,000	202,645
14 国庫支出金		9,090,307	△600,247	8,490,060
	1 国庫負担金	5,861,650	△378,663	5,482,987
	2 国庫補助金	3,198,648	△221,584	2,977,064
15 県支出金		4,237,359	△14,897	4,222,462
	1 県負担金	2,118,385	△28,061	2,090,324
	2 県補助金	1,712,290	50,952	1,763,242
	3 県委託金	406,684	△37,788	368,896
16 財産収入		259,607	82,598	342,205
	1 財産運用収入	189,957	12,598	202,555
	2 財産売払収入	69,650	70,000	139,650
17 寄附金		300,000	50,500	350,500
	1 寄附金	300,000	50,500	350,500
18 繰入金		4,340,873	△1,300,827	3,040,046
	1 基金繰入金	4,275,893	△1,300,827	2,975,066
19 繰越金		716,191	522,610	1,238,801
	1 繰越金	716,191	522,610	1,238,801
20 諸収入		1,190,346	△21,510	1,168,836
	4 受託事業収入	36,178	△6,000	30,178
	5 雑入	1,106,268	△15,510	1,090,758
21 市債		1,730,500	△39,564	1,690,936
	1 市債	1,730,500	△39,564	1,690,936
歳入合計		56,242,990	△20,242	56,222,748

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		255,207	△4,595	250,612
	1 議会費	255,207	△4,595	250,612
2 総務費		6,573,522	709,337	7,282,859
	1 総務管理費	5,530,388	774,264	6,304,652
	2 徴税費	446,941	△9,000	437,941
	4 選挙費	227,713	△55,927	171,786
3 民生費		21,653,157	△497,880	21,155,277
	1 社会福祉費	11,440,780	△126,405	11,314,375
	2 児童福祉費	8,321,327	△228,750	8,092,577
	3 生活保護費	1,891,050	△142,725	1,748,325
4 衛生費		5,656,397	△272,320	5,384,077
	1 保健衛生費	5,656,397	△272,320	5,384,077
6 農林水産業費		2,621,873	75,795	2,697,668
	1 農業費	2,430,011	80,795	2,510,806
	2 林業費	188,679	△5,000	183,679
7 商工費		1,276,630	△163,145	1,113,485
	1 商工費	1,276,630	△163,145	1,113,485
8 土木費		5,689,720	163,767	5,853,487
	1 土木管理費	398,946	△1,079	397,867
	2 道路橋梁費	1,607,352	115,479	1,722,831
	3 河川費	542,309	△7,036	535,273
	4 都市計画費	2,936,724	80,486	3,017,210
	5 住宅費	204,389	△24,083	180,306
9 消防費		2,183,718	△3,000	2,180,718
	1 消防費	2,183,718	△3,000	2,180,718
10 教育費		5,581,819	△28,401	5,553,418
	1 教育総務費	1,287,274	△11,267	1,276,007
	2 小学校費	1,053,407	△6,390	1,047,017
	3 中学校費	433,807	△6,983	426,824
	4 幼稚園費	670,601	2,675	673,276
	5 社会教育費	809,683	△21,736	787,947
	6 保健体育費	1,327,047	15,300	1,342,347
11 災害復旧費		265,763	20,200	285,963

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 農林水産業施設災害 復旧費	178, 200	△27, 800	150, 400
	3 公共土木施設災害復 旧費	87, 563	48, 000	135, 563
12 公債費		4, 312, 293	△20, 000	4, 292, 293
	1 公債費	4, 312, 293	△20, 000	4, 292, 293
歳 出 合 計		56, 242, 990	△20, 242	56, 222, 748

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事務経費	2,500
		湖北支所等管理経費	6,219
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設管理運営事業	70,500
	2 児童福祉費	認定こども園園舎等維持管理経費	32,500
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	12,500
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装修繕事業	53,000
		田部木之本線整備事業	12,071
		単独道路整備事業	19,600
	3 河川費	単独河川整備事業	22,869
		地域振興事業	4,510
		急傾斜地崩壊対策事業	91,858
	4 都市計画費	田村駅周辺整備事業	37,507
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等維持管理経費	18,374
	3 中学校費	中学校校舎等維持管理経費	1,357
	4 幼稚園費	幼稚園園舎等維持管理経費	12,800
		通園バス管理事業	8,245
	5 社会教育費	図書館管理運営費	1,511
	6 保健体育費	学校給食センター管理運営事業	15,300

変更

款	項	補正前	補正後
		事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	107,000
	4 都市計画費	補助街路整備事業	117,414
11 災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	101,000
	3 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	24,900

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理事業	千円 39,800	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。
幼稚園施設整備事業	20,600			
地域活性化施設災害復旧事業	2,400			

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地整備事業	千円 38,200	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 61,200	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
林道振興事業	6,300				14,200			
道路橋梁整備事業	301,100				353,500			
学校教育施設整備事業	200				6,600			
農林水産業施設災害復旧事業	57,200				75,000			
公共土木施設災害復旧事業	8,300				59,900			
臨時財政対策	800,000				538,536			

令和 4 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 3 号）説明書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 個人	5,558,155	220,000	5,778,155
2 法人	856,028	250,000	1,106,028
計	6,414,183	470,000	6,884,183

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 固定資産税	7,964,610	150,000	8,114,610
計	7,977,270	150,000	8,127,270

(款) 1 市税

(項) 4 市たばこ税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 市たばこ税	695,013	100,000	795,013
計	695,013	100,000	795,013

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方特例交付金	99,000	26,200	125,200
計	99,000	26,200	125,200

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	14,000,000	588,320	14,588,320
計	14,000,000	588,320	14,588,320

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費分担金	19,906	1,575	21,481
計	19,906	1,575	21,481

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	220,000	個人市民税	220,000
1 現年課税分	250,000	法人市民税	250,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	150,000	固定資産税	150,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	100,000		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方特例交付金	26,200		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	588,320		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業費分担金	1,575	経営体育成基盤整備事業分担金	△1,925
		中山間地域整備事業費分担金	1,300
		湖北地区基幹水利施設管理事業費分担金	2,200

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費負担金	236,730	△35,000	201,730
計	237,645	△35,000	202,645

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫負担金	5,473,523	△208,550	5,264,973
4 衛生費国庫負担金	388,127	△178,000	210,127
8 土木費国庫負担金	0	7,887	7,887
計	5,861,650	△378,663	5,482,987

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費国庫補助金	849,007	△123,779	725,228
3 民生費国庫補助金	1,346,963	△125,291	1,221,672
4 衛生費国庫補助金	378,257	△39,000	339,257
7 商工費国庫補助金	5,415	△1,026	4,389
8 土木費国庫補助金	573,028	56,237	629,265
10 教育費国庫補助金	45,978	11,275	57,253
計	3,198,648	△221,584	2,977,064

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費県負担金	2,116,634	△28,061	2,088,573

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	△35,000	保育所入所児童保護者負担金	△35,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	△1,745	国民健康保険基盤安定対策費負担金	△1,745
3 児童福祉費負担金	△99,761	児童扶養手当給付費負担金	△16,666
		児童手当交付金	△41,395
		民間保育所運営費負担金	△37,500
		子育てのための施設等利用給付交付金	△4,200
4 生活保護費負担金	△107,044	生活保護費等負担金	△107,044
1 保健衛生費負担金	△178,000	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	△178,000
1 道路橋梁費負担金	7,887	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金	7,887

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	△123,779	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△123,779
3 児童福祉費補助金	△23,850	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	△23,850
13 非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	△101,441	非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	△451
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	△100,990
1 保健衛生費補助金	△39,000	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	△39,000
1 商工費補助金	△1,026	文化芸術振興費補助金	△1,026
2 道路橋梁費補助金	58,000	社会資本整備総合交付金	58,000
5 住宅費補助金	△1,763	社会資本整備総合交付金	△1,332
		空き家対策総合支援事業補助金	△431
1 小学校費補助金	3,260	学校施設整備費補助金	3,260
3 幼稚園費補助金	10,495	幼稚園施設整備費補助金	10,495
4 社会教育費補助金	△2,480	文化芸術振興費補助金	△2,480

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	1,694	国民健康保険基盤安定対策費負担金	1,694

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	2, 118, 385	△28, 061	2, 090, 324

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費県補助金	608, 111	50, 757	658, 868
10 教育費県補助金	35, 817	195	36, 012
計	1, 712, 290	50, 952	1, 763, 242

(款) 15 県支出金
(項) 3 県委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費県委託金	312, 253	△37, 788	274, 465
計	406, 684	△37, 788	368, 896

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 利子及び配当金	146, 654	12, 598	159, 252

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童福祉費負担金	△29,755	児童手当負担金	△8,905
		民間保育所運営費負担金	△18,750
		子育てのための施設等利用給付交付金	△2,100

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 農業振興費補助金	△28,844	産地競争力の強化対策事業費補助金	△14,150
		環境保全型農業直接支払交付金	△6,675
		農業次世代人材投資事業費補助金	△5,381
		担い手農地集積促進事業費補助金	△2,638
3 農地費補助金	59,791	湖北地区基幹水利施設管理事業費補助金	6,600
		農地災害復旧事業補助金	33,189
		団体営農地防災事業費補助金	12,000
		農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金	8,002
4 林業費補助金	19,810	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業費補助金	12,750
		緊急捕獲等対策事業推進補助金	7,060
1 学校教育費補助金	195	森林環境学習「やまのこ」事業費補助金	△680
		こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	875

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 参議院議員選挙費委託金	△18,652		
6 県知事選挙費委託金	△19,136		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	12,598	財政調整基金利子	6,958
		減債基金利子	3,521
		地域福祉基金利子	△2,164
		教育施設整備基金利子	1,366
		文化芸術振興基金利子	29
		職員退職手当基金利子	1,065
		協働でつくる長浜まちづくり基金利子	△1,622
		丹生ダム対策基金利子	54

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
計	189,957	12,598	202,555

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売却収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 不動産売却収入	69,650	70,000	139,650
計	69,650	70,000	139,650

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費寄附金	300,000	50,500	350,500
計	300,000	50,500	350,500

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	851,451	△410,800	440,651
2 減債基金繰入金	1,673,965	△795,864	878,101
7 教育施設整備基金繰入金	119,101	△17,000	102,101
11 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	85,556	△2,154	83,402
28 子ども未来教育基金繰入金	81,850	△13,373	68,477
31 デジタル化推進基金繰入金	208,957	△16,209	192,748
32 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	258,458	△32,000	226,458
33 公共施設等総合管理基金繰入金	479,631	△13,427	466,204
計	4,275,893	△1,300,827	2,975,066

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	716,191	522,610	1,238,801

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金利子 △1,801
		保育士等確保緊急対策基金利子 6
		子ども未来教育基金利子 872
		デジタル化推進基金利子 308
		公共施設等総合管理基金利子 4,700
		環境と社会経済の好循環創造基金利子 △694

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地売却収入	70,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費寄附金	50,500	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	△410,800	
1 減債基金繰入金	△795,864	
1 教育施設整備基金繰入金	△17,000	
1 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	△2,154	
1 子ども未来教育基金繰入金	△13,373	
1 デジタル化推進基金繰入金	△16,209	
1 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	△32,000	
1 公共施設等総合管理基金繰入金	△13,427	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	522,610	

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	716,191	522,610	1,238,801

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費受託事業収入	15,000	△6,000	9,000
計	36,178	△6,000	30,178

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	1,106,244	△15,510	1,090,734
計	1,106,268	△15,510	1,090,758

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務債	6,700	39,800	46,500
6 農林水産業債	84,500	30,900	115,400
8 土木債	613,000	52,400	665,400
10 教育債	5,600	27,000	32,600
11 災害復旧事業債	65,500	71,800	137,300
13 臨時財政対策債	800,000	△261,464	538,536
計	1,730,500	△39,564	1,690,936

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会教育費受託事業収入	△6,000	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	△6,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 総務費雑入	△6,960	デジタル基盤改革支援補助金	△3,960
		地域公共交通会議納付金	△3,000
3 民生費雑入	△8,000	保育所給食費等負担金	△8,000
6 農林水産業費雑入	△550	経営継承・発展等支援事業補助金（全国農業会議所）	△550

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 総務管理事業債	39,800	過疎対策事業債	39,800
1 農地整備事業債	23,000	土地改良施設整備事業債	23,000
2 林業振興事業債	7,900	林道治山整備事業債	7,900
1 道路橋梁整備事業債	52,400	地方道路整備事業債	52,400
1 学校教育施設整備事業債	6,400	小学校整備事業債	6,400
2 幼稚園施設整備事業債	20,600	幼稚園整備事業債	20,600
2 農林水産業施設災害復旧事業債	17,800	農業用施設災害復旧事業債	17,800
3 公共土木施設災害復旧事業債	51,600	道路橋梁災害復旧事業債	51,600
6 地域活性化施設災害復旧事業債	2,400		
1 臨時財政対策債	△261,464		

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	255, 207	△4, 595	250, 612				△4, 595
計	255, 207	△4, 595	250, 612				△4, 595

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1, 816, 395	100, 000	1, 916, 395				100, 000
6 財務管理費	632, 096	764, 820	1, 396, 916		39, 800	67, 049	657, 971
7 支所費	887, 921	△6, 000	881, 921				△6, 000
8 企画費	433, 383	△29, 100	404, 283			△3, 000	△26, 100
9 地域振興費	152, 448	△9, 578	142, 870			△4, 942	△4, 636
10 デジタル推進費	475, 150	△20, 169	454, 981			△20, 169	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職 員 手 当 等	△4,595	□議会運営事務経費 △4,595 職員手当等 △4,595

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職 員 手 当 等	100,000	□職員給与費（111人） 100,000 職員手当等 100,000
14 工 事 請 負 費	2,500	□公有財産管理事務経費 764,820
24 積 立 金	762,320	文化芸術振興基金積立金 △77 協働でつくる長浜まちづくり基金積立金 34,892 地域福祉基金積立金 △4,651 子ども未来教育基金積立金 53,677 デジタル化推進基金積立金 190,471 公共施設等総合管理基金積立金 465,000 環境と社会経済の好循環創造基金積立金 5,959 基金利子積立金 17,049 整備事業費 2,500
2 給 料	△1,000	□職員給与費（91人） △6,000
3 職 員 手 当 等	△5,000	給料 △1,000 職員手当等 △5,000
10 需 用 費	△900	□交通対策事業費 △29,100
18 負担金、補助 及び交付金	△28,200	修繕料 △900 地域公共交通会議負担金 △2,000 地方バス路線維持費補助金 △8,000 バス車両購入補助金 △18,200
7 報 償 費	△3,392	□地域振興政策費 △5,332
11 役 務 費	△100	報償費 △1,200
12 委 託 料	△2,994	広告料 △100
18 負担金、補助 及び交付金	△3,092	地域おこし協力隊活動事業委託料 △940 紅葉来訪者受入対策事業負担金 △3,092 □移住・定住対策事業費 △4,246 報償費 △2,192 地域おこし協力隊活動事業委託料 △2,054 □イベント開催事業費 財源更正 □地域振興事業費 財源更正
12 委 託 料	△18,744	□情報システム運用管理事業費 △20,169

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 自治振興費	130,394	△22,549	107,845				△22,549
17 市民協働推進費	67,402	△3,160	64,242			△3,926	766
計	5,530,388	774,264	6,304,652		39,800	35,012	699,452

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 賦課徴収費	127,875	△9,000	118,875				△9,000
計	446,941	△9,000	437,941				△9,000

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 市議会議員選挙費	93,000	△18,139	74,861				△18,139
4 知事選挙費	49,000	△19,136	29,864	△19,136			
8 参議院議員選挙費	51,000	△18,652	32,348	△18,652			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	△1,425	情報システム委託料	△18,744
		使用料及び賃借料	△1,425
14 工事請負費	△22,549	□自治会活動振興事業費	△22,549
		整備事業費	△22,549
12 委託料	△3,160	□市民協働推進事業費	△3,160
		集落支援員設置業務委託料	△3,160

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	△9,000	□市税賦課徴収管理事務経費	△9,000
		情報システム委託料	△9,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	△3,074	□市議会議員選挙執行経費	△18,139
10 需用費	△1,093	職員手当等	△3,074
11 役務費	△813	消耗品費	△727
12 委託料	△2,000	印刷製本費	△366
13 使用料及び賃借料	△1,031	手数料	△813
		選挙執行業務等委託料	△2,000
18 負担金、補助及び交付金	△10,128	使用料及び賃借料	△1,031
		選挙運動費用公費負担金	△10,128
1 報酬	△3,243	□知事選挙執行経費	△19,136
3 職員手当等	△6,333	報酬	△3,243
10 需用費	△919	職員手当等	△6,333
11 役務費	△2,028	消耗品費	△919
12 委託料	△3,153	通信運搬費	△2,028
13 使用料及び賃借料	△3,460	選挙執行業務等委託料	△2,768
		情報システム委託料	△385
		使用料及び賃借料	△3,460
1 報酬	△3,794	□参議院議員選挙執行経費	△18,652
3 職員手当等	△6,333	報酬	△3,794
10 需用費	△837	職員手当等	△6,333
11 役務費	△2,137	消耗品費	△837
12 委託料	△2,384	通信運搬費	△1,671

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	227, 713	△55, 927	171, 786	△37, 788			△18, 139

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	3,966,315	△162,811	3,803,504	△101,492		△2,164	△59,155
3 しょうがい福祉費	4,173,076	△20,000	4,153,076				△20,000
4 老人福祉費	2,213,403	△8,900	2,204,503				△8,900
6 社会福祉施設費	208,502	65,306	273,808				65,306
計	11,440,780	△126,405	11,314,375	△101,492		△2,164	△22,749

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	3,049,335	△97,250	2,952,085	△80,450			△16,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	△3,167	手数料 △466 選挙執行業務等委託料 △1,999 情報システム委託料 △385 使用料及び賃借料 △3,167

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	△2,050	□社会福祉協議会活動推進事業費
12 委 託 料	△5,591	財源更正
18 負担金、補助及び交付金	△147,052	□非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費 △101,441
27 繰 出 金	△8,118	通信運搬費 △1,538
		手数料 △512
		業務委託料 △468
		情報システム委託料 △5,123
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 △93,800
		□国民健康保険特別会計繰出金 △8,118
		□後期高齢者医療広域連合負担金 △53,252
		(医療費) 後期高齢者医療広域連合負担金 △52,523
		(事務費) 後期高齢者医療広域連合負担金 △729
1 報 酬	△6,000	□しょうがい福祉事務経費 △20,000
2 給 料	△10,000	報酬 △6,000
3 職員手当等	△4,000	給料 △10,000
		職員手当等 △4,000
18 負担金、補助及び交付金	△5,988	□介護保険特別会計繰出金 △2,912
		□高齢者福祉事務経費 △5,988
27 繰 出 金	△2,912	老人クラブバス利用補助金 △5,988
14 工事請負費	65,306	□高齢者福祉施設管理運営事業費 65,306
		整備事業費 65,306

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△3,000	□職員給与費 (19人) △6,000
3 職員手当等	△3,000	給料 △3,000
18 負担金、補助及び交付金	△23,850	職員手当等 △3,000
		□子ども・子育て支援事業費 △8,400

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 母子等福祉費	408,948	△50,000	358,948	△16,666			△33,334
4 保育所費	1,840,767	△30,000	1,810,767	△22,500		△12,026	4,526
5 認定こども園費	3,011,401	△51,500	2,959,901	△26,530	14,200	△30,974	△8,196
計	8,321,327	△228,750	8,092,577	△146,146	14,200	△43,000	△53,804

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 扶助費	1,731,418	△142,725	1,588,693	△107,044			△35,681
計	1,891,050	△142,725	1,748,325	△107,044			△35,681

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 扶 助 費	△67,400	扶助費	△8,400
		□児童手当支給事業費	△59,000
		扶助費	△59,000
		□子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	△23,850
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	△5,700
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	△18,150
19 扶 助 費	△50,000	□児童扶養手当支給事業費	△50,000
		扶助費	△50,000
12 委 託 料	△30,000	□保育所運営支援事業費	△30,000
		保育所運営委託料	△30,000
		□保育所管理運営事業費	
		財源更正	
2 給 料	△11,500	□職員給与費（187人）	△9,000
3 職員手当等	△10,500	給料	△2,500
4 共 済 費	△12,000	職員手当等	△6,500
12 委 託 料	△3,000	□認定こども園管理費	△28,000
14 工事請負費	32,500	給料	△9,000
18 負担金、補助 及び交付金	△2,000	職員手当等	△4,000
		共済費	△12,000
19 扶 助 費	△45,000	維持管理委託料	△2,000
		児童職員検査等委託料	△1,000
		□認定こども園園舎等維持管理経費	32,500
		整備事業費	32,500
		□認定こども園運営支援事業費	△47,000
		認定こども園運営費補助金	△1,000
		しょうがい児保育事業補助金	△1,000
		扶助費	△45,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 扶 助 費	△142,725	□生活保護費給付事業費	△142,725

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生総務費	3,683,337	25,180	3,708,517				25,180
2 予防接種費	1,100,573	△297,500	803,073	△217,000			△80,500
11 環境保全費	68,915	0	68,915			△694	694
計	5,656,397	△272,320	5,384,077	△217,000		△694	△54,626

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	298,132	△4,000	294,132				△4,000
3 農業振興費	767,050	△18,849	748,201	△17,034	17,800	△50	△19,565
5 農地費	1,343,776	103,644	1,447,420	26,602	23,000	1,575	52,467

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	27,153	□救急医療体制運営事業費 休日急患診療所特別会計繰出金	△3,336 △3,336
23 投資及び出資 金	1,363	□病院事業会計負担金	28,516
27 繰 出 金	△3,336	負担金	27,153
1 報 酬	△4,200	出資金	1,363
3 職員手当等	△4,511	□予防接種事業費	△80,500
10 需用費	△1,500	予防接種委託料	△78,000
11 役 務 費	△1,700	予防接種受診促進補助金	△2,500
12 委 託 料	△283,089	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費	△217,000
18 負担金、補助 及び交付金	△2,500	報酬	△4,200
		職員手当等	△4,511
		印刷製本費	△1,500
		手数料	△1,700
		予防接種委託料	△204,073
		駐車場整理委託料	△1,016
		□環境保全対策事業費	
		財源更正	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△1,100	□職員給与費（38人）	△4,000
3 職員手当等	△2,900	給料	△1,100
		職員手当等	△2,900
7 報 償 費	21,320	□環境こだわり農産物支援事業費	△8,900
18 負担金、補助 及び交付金	△40,169	環境保全型農業直接支払交付金	△8,900
		□担い手支援事業費	△20,631
		強い農業・担い手づくり総合支援補助金	△14,150
		農業次世代人材投資事業補助金	△5,381
		経営継承・発展等支援事業補助金	△1,100
		□持続可能な農業経営支援事業費	△10,638
		農業用燃油及び肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金	△8,000
		農地集積協力事業交付金	△2,638
		□有害鳥獣対策事業費	21,320
		報償費	21,320
		□6次産業化施設等立地促進事業費	
		財源更正	
10 需用費	△13,684	□農業用施設等維持管理事業費	△17,621
11 役 務 費	△62	光熱水費	△13,684
12 委 託 料	8,625	通信運搬費	△62

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	2, 430, 011	80, 795	2, 510, 806	9, 568	40, 800	1, 525	28, 902

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業振興費	177,474	△5,000	172,474		7,900	△5,000	△7,900
計	188,679	△5,000	183,679		7,900	△5,000	△7,900

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 商工総務費	238, 881	△5, 000	233, 881				△5, 000
2 商工業振興費	765, 567	△124, 189	641, 378	△83, 533		△34, 154	△6, 502
3 観光費	272, 182	△33, 956	238, 226	△33, 272		7, 246	△7, 930
計	1, 276, 630	△163, 145	1, 113, 485	△116, 805		△26, 908	△19, 432

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	23,971	維持管理委託料	△3,875
		□農業用施設整備等助成事業費	4,001
27 繰 出 金	84,794	農業農村整備事業補助金	4,001
		□土地改良事業費	32,470
		ため池耐震診断調査業務委託料	12,500
		県営かんがい排水事業負担金	20,705
		県営経営体育成基盤整備事業負担金	△3,335
		県営中山間地域総合整備事業負担金	2,600
		□農業集落排水事業特別会計繰出金	84,794

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	△5,000	□林道治山整備事業費	△5,000
		整備事業費	△5,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△1,500	□職員給与費（31人）	△5,000
3 職員手当等	△3,500	給料	△1,500
		職員手当等	△3,500
12 委 託 料	△77,695	□商業振興対策事業費	△5,656
18 負担金、補助 及び交付金	△46,494	A I カメラ活用データ収集・分析業務委託料	△2,162
		街並み景観形成事業補助金	△2,154
		にぎわいの街づくり事業補助金	△1,340
		□企業立地等推進事業費	△3,000
		企業立地促進補助金	△3,000
		□緊急経済対策事業費	△115,533
		キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料	△75,533
		新時代開拓支援事業補助金	△40,000
18 負担金、補助 及び交付金	△33,956	□宿泊・滞在型観光推進事業費	△33,956
		文化観光推進負担金	△1,710
		長浜市観光誘客促進事業補助金	△32,246
		□観光イベント開催事業費	
		財源更正	

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 建築総務費	21,458	△1,079	20,379	△431			△648
計	398,946	△1,079	397,867	△431			△648

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋梁総務費	227, 925	2, 479	230, 404				2, 479
2 道路維持費	713, 977	60, 000	773, 977	34, 000	26, 600		△600
4 道路新設改良費	641, 950	53, 000	694, 950	24, 000	25, 800		3, 200
計	1, 607, 352	115, 479	1, 722, 831	58, 000	52, 400		5, 079

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 急傾斜地崩壊対策事業費	184,000	△7,036	176,964				△7,036
計	542,309	△7,036	535,273				△7,036

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	2, 328, 819	80, 486	2, 409, 305				80, 486
計	2, 936, 724	80, 486	3, 017, 210				80, 486

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	△1,079	□空き家対策事業費 手数料

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2,200	□職員給与費（20人） 給料
3 職員手当等	△1,800	職員手当等
18 負担金、補助 及び交付金	6,479	□道路橋梁総務事務経費 県営道路事業負担金
14 工事請負費	60,000	□雪寒対策費 整備事業費
14 工事請負費	53,000	□補助道路整備事業費 整備事業費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	△7,036	□急傾斜地崩壊対策事業費 県営急傾斜地崩壊対策事業負担金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	80,478	□公共下水道事業会計負担金 負担金
23 投資及び出資 金	8	補助金 出資金

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 住宅管理費	200,320	△24,083	176,237	△1,332		△8,427	△14,324
計	204,389	△24,083	180,306	△1,332		△8,427	△14,324

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 消防施設費	54,982	△3,000	51,982				△3,000
計	2,183,718	△3,000	2,180,718				△3,000

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
3 教育振興費	347, 521	△11, 267	336, 254	△680			△10, 587
計	1, 287, 274	△11, 267	1, 276, 007	△680			△10, 587

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	625, 045	4, 500	629, 545	3, 260	6, 400	△12, 500	7, 340
2 小学校教育振興費	428, 362	△10, 890	417, 472			△10, 890	
計	1, 053, 407	△6, 390	1, 047, 017	3, 260	6, 400	△23, 390	7, 340

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	△9,266	□市営住宅管理事業費	△6,990
14 工 事 請 負 費	△9,759	火災警報器取付設置業務委託料	△4,326
20 貸 付 金	△5,058	整備事業費	△2,664
		□改良住宅譲渡事業費	△17,093
		登記等委託料	△1,783
		貸付金	△5,058
		整備事業費	△10,252

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	△3,000	□消防施設管理経費	△3,000
		消火栓設置負担金	△3,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△2,000	□心輝く学校づくり推進事業費	△2,200
3 職 員 手 当 等	△3,767	使用料及び賃借料	△2,200
4 共 済 費	△2,000	□学校支援事業費	△9,067
8 旅 費	△1,300	給料	△2,000
13 使用料及び賃 借 料	△2,200	職員手当等	△3,767
		共済費	△2,000
		旅費	△1,300

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工 事 請 負 費	4,500	□小学校校舎等維持管理経費	4,500
		整備事業費	4,500
12 委 託 料	△10,890	□小学校教育備品整備事業費	△10,890
		情報システム委託料	△10,890

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 中学校管理費	326, 501	△4, 500	322, 001			△4, 500	
2 中学校教育振興費	107, 306	△2, 483	104, 823			△2, 483	
計	433, 807	△6, 983	426, 824			△6, 983	

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園管理費	670,601	2,675	673,276	4,150	6,400		△7,875
計	670,601	2,675	673,276	4,150	6,400		△7,875

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 生涯学習費	198,496	△7,000	191,496			29	△7,029
6 文化施設費	238,499	△4,135	234,364	△2,480			△1,655
7 埋蔵文化財調査受託事業費	15,000	△6,000	9,000			△6,000	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工 事 請 負 費	△4,500	□中学校校舎等維持管理経費 整備事業費	△4,500 △4,500
12 委 託 料	△2,483	□中学校教育備品整備事業費 情報システム委託料	△2,483 △2,483

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職 員 手 当 等	△3,000	□幼稚園管理費	△11,000
4 共 済 費	△4,000	職員手当等	△3,000
12 委 託 料	△4,000	共済費	△4,000
14 工 事 請 負 費	12,800	業務委託料	△4,000
17 備 品 購 入 費	875	□通園バス管理事業費 備品購入費	875 875
		□幼稚園園舎等維持管理経費 整備事業費	12,800 12,800

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△1,800	□職員給与費（2人）	△7,000
3 職 員 手 当 等	△3,900	給料	△1,800
4 共 済 費	△1,300	職員手当等 共済費	△3,900 △1,300
		□文化芸術活動振興事業費 財源更正	
12 委 託 料	△2,023	□長浜城歴史博物館管理運営事業費	△2,023
17 備 品 購 入 費	△2,112	写真撮影委託料	△2,023
		□文化施設管理運営費 備品購入費	△2,112 △2,112
2 給 料	△3,000	□埋蔵文化財調査受託事業費	△6,000
7 報 償 費	△40	給料	△3,000
8 旅 費	△60	報償費	△40
10 需 用 費	△850	旅費	△60
12 委 託 料	△800	消耗品費	△100
13 使用料及び賃 借 料	△1,000	印刷製本費 光熱水費	△680 △70

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 図書館費	268, 124	△4, 601	263, 523				△4, 601
計	809, 683	△21, 736	787, 947	△2, 480		△5, 971	△13, 285

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 学校給食費	1, 026, 561	15, 300	1, 041, 861				15, 300
計	1, 327, 047	15, 300	1, 342, 347				15, 300

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業用施設災害復旧費	178, 200	△27, 800	150, 400	33, 189			△60, 989
計	178, 200	△27, 800	150, 400	33, 189			△60, 989

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋梁災害復旧費	87, 563	48, 000	135, 563	7, 887	51, 600		△11, 487
計	87, 563	48, 000	135, 563	7, 887	51, 600		△11, 487

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	△150	埋蔵文化財調査委託料 △800
17 備 品 購 入 費	△100	使用料及び賃借料 △1,000
		備品購入費 △100
		整備事業費 △150
1 報 酬	△551	□図書館管理運営費 △4,601
2 給 料	△728	報酬 △551
3 職 員 手 当 等	△2,020	給料 △728
4 共 済 費	△1,215	職員手当等 △2,020
8 旅 費	△87	共済費 △1,215
		旅費 △87

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	15,300	□学校給食センター管理運営事業費 15,300
		修繕料 15,300

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	△27,800	□農業用施設災害復旧事業費 △27,800
		整備事業費 △27,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△5,000	□道路橋梁災害復旧事業費 48,000
14 工 事 請 負 費	53,000	整備事業費 48,000

(款) 11 災害復旧費

(項) 5 その他公共施設等災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 その他公共施設等 災害復旧費	0	0	0		2,400		△2,400
計	0	0	0		2,400		△2,400

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 利子	278,647	△20,000	258,647				△20,000
計	4,312,293	△20,000	4,292,293				△20,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		☐ 地域振興施設災害復旧事業費 財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	△20,000	☐ 長期債利子 △20,000 市債利子償還金 △20,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		26,598	11,127	3.30		24	37,749	7,059	44,808	
	議 員	22	102,080		34,693	3.30			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,733						77,733		77,733	
	計	1,753	179,813	26,598	45,820			24	252,255	41,710	293,965	
補正前	長 等	3		26,598	11,127	3.30		24	37,749	7,059	44,808	
	議 員	22	102,080		34,693	3.30			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,733						77,733		77,733	
	計	1,753	179,813	26,598	45,820			24	252,255	41,710	293,965	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,368 (1,145)	1,023,828	4,520,258	3,452,745	8,996,831	1,605,585	10,602,416	
補正前	1,371 (1,145)	1,029,828	4,543,358	3,383,345	8,956,531	1,606,885	10,563,416	
比 較	-3	-6,000	-23,100	69,400	40,300	-1,300	39,000	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	102,965	82,238	31,259	201,037	400,411	648	2,098	1,137,464	628,436	136,409		45,680	684,100
補正前	102,965	82,238	31,259	201,037	405,811	648	2,098	1,152,804	638,296	136,409		45,680	584,100
比 較					-5,400			-15,340	-9,860				100,000

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、管理職特別勤務手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	984 (10)		3,547,938	2,961,103	6,509,041	1,198,867	7,707,908	
補正前	984 (10)		3,561,038	2,887,703	6,448,741	1,200,167	7,648,908	
比 較			-13,100	73,400	60,300	-1,300	59,000	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	102,965	58,851	31,259	201,037	349,020		1,822	782,982	628,436	109,051		45,680	650,000
補正前	102,965	58,851	31,259	201,037	354,420		1,822	794,322	638,296	109,051		45,680	550,000
比 較					-5,400			-11,340	-9,860				100,000

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、管理職特別勤務手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	384 (1,135)	1,023,828	972,320	491,642	2,487,790	406,718	2,894,508	
補正前	387 (1,135)	1,029,828	982,320	495,642	2,507,790	406,718	2,914,508	
比 較	-3	-6,000	-10,000	-4,000	-20,000		-20,000	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		23,387			51,391	648	276	354,482		27,358			34,100
補正前		23,387			51,391	648	276	358,482		27,358			34,100
比 較								-4,000					

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、管理職特別勤務手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-23,100	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	-23,100	
職員手当	69,400	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	69,400	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額	325,207	395,375	286,597	309,358				211,239
	平均給与月額	411,920	510,502	338,541	359,023				231,797
	平均年齢(歳)	43歳3月	47歳3月	37歳2月	53歳5月				61歳10月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	158,900	-	158,900		-
短大卒(中級)	169,800	179,700	-	187,700	218,600
大学卒(上級)	191,700	194,500	-	197,800	224,100

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,600	-	151,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	181,100	204,900
大学卒(上級)	総合職 198,500 一般職 185,200	-	-	191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日 現在	1	43	6.8	1			1	45	16.1	1		
	2	58	9.1	2	17	60.7	2	78	28.0	2	4	21.1
	3	119	18.7	3	8	28.6	3	53	18.9	3	2	10.5
	4	174	27.4	4	3	10.7	4	58	20.8	4	13	68.4
	5	147	23.1				5	25	9.0			
	6	60	9.4				6	20	7.2			
	7	35	5.5				7					
	計	636	100	計	28	100	計	279	100	計	19	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日 現在	1			1			1			1	15	42.8
	2			2			2			2	7	20.0
	3			3			3			3	7	20.0
	4			4			4			4		
				5			5			5	3	8.6
				6			6			6	3	8.6
				7						7		
	計			計			計			計	35	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和4年度	2.150	2.250	4.400	有	
国の制度	2.150	2.250	4.400	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和5年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	-	-	0.06	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	6.62	10.06	-	-	10.53	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 85,844 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,942,366 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,981,038	△25,648	1,955,390
	1 国民健康保険料	1,981,038	△25,648	1,955,390
7 県支出金		7,946,586	81,836	8,028,422
	2 県補助金	7,946,586	81,836	8,028,422
9 財産収入		819	219	1,038
	1 財産運用収入	819	219	1,038
10 繰入金		862,973	22,902	885,875
	1 他会計繰入金	846,973	△8,118	838,855
	2 基金繰入金	16,000	31,020	47,020
11 繰越金		15,576	6,535	22,111
	1 繰越金	15,576	6,535	22,111
歳入合計		10,856,522	85,844	10,942,366

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		165,175	△8,000	157,175
	1 総務管理費	150,042	△8,000	142,042
2 保険給付費		7,709,995	98,039	7,808,034
	1 療養諸費	6,646,455	96,425	6,742,880
	2 高額療養費	1,024,325	1,614	1,025,939
4 保健事業費		135,107	△5,000	130,107
	1 保健事業費	135,107	△5,000	130,107
5 諸支出金		109,465	805	110,270
	1 基金費	819	219	1,038
	2 償還金及び還付加算金	58,427	3,586	62,013
	3 繰出金	50,219	△3,000	47,219
歳出合計		10,856,522	85,844	10,942,366

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計
補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	1,980,924	△25,648	1,955,276
計	1,981,038	△25,648	1,955,390

(款) 7 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 保険給付費等交付金	7,930,696	81,836	8,012,532
計	7,946,586	81,836	8,028,422

(款) 9 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	819	219	1,038
計	819	219	1,038

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	846,973	△8,118	838,855
計	846,973	△8,118	838,855

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	16,000	31,020	47,020
計	16,000	31,020	47,020

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	15,576	6,535	22,111

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年分	△33,696	
2 滞納繰越分	8,048	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	98,039	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	△16,203	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	219	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険基盤安定繰入金	920	
3 職員給与費等繰入金	△8,000	
4 財政安定化支援事業繰入金	△54	
5 その他一般会計繰入金	△984	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	31,020	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	6,535	

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	15,576	6,535	22,111

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 一般管理費	141,735	△8,000	133,735				△8,000
計	150,042	△8,000	142,042				△8,000

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳 一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者療養 給付費	6,570,497	88,747	6,659,244	83,996			4,751
3 一般被保険者療養 費	52,405	7,678	60,083	7,678			
計	6,646,455	96,425	6,742,880	91,674			4,751

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 一般被保険者高額 介護合算療養費	1,500	1,614	3,114	1,614			
計	1,024,325	1,614	1,025,939	1,614			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生普及費	17,602	0	17,602	△69			69
2 特定健康診査等事業費	117,505	△5,000	112,505	△8,383			3,383
計	135,107	△5,000	130,107	△8,452			3,452

(款) 5 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 基金費	819	219	1,038			219	
計	819	219	1,038			219	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△3,000	□職員給与費（10人）△8,000
3 職員手当等	△4,350	給料△3,000
4 共 済 費	△650	職員手当等△4,350 共済費△650

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	88,747	□一般被保険者療養給付費88,747
18 負担金、補助及び交付金	7,678	□一般被保険者療養費7,678

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	1,614	□一般被保険者高額介護合算療養費1,614

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
12 委 託 料	△5,000	□特定健康診査等事業費△5,000 特定健康診査等委託料△5,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	219	□国民健康保険財政調整基金積立金219

(款) 5 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 償還金	50,526	3,586	54,112				3,586
計	58,427	3,586	62,013				3,586

(款) 5 諸支出金

(項) 3 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 他会計繰出金	50,219	△3,000	47,219	△3,000			
計	50,219	△3,000	47,219	△3,000			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	3,586	□償還金 3,586

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 投資及び出資 金	△3,000	□湖北病院負担金 △3,000 出資金 △3,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	13	229						229	229	
	計	13	229						229	229	
前年度	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	13	229						229	229	
	計	13	229						229	229	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
本年度	12 (40)	10,803	39,052	24,756	74,611	14,930	89,541	
前年度	12 (40)	10,803	42,052	29,106	81,961	15,580	97,541	
比 較			-3,000	-4,350	-7,350	-650	-8,000	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
本年度	816	976	280	1,775	3,837		24	9,494	6,267	1,287			
前年度	816	976	330	1,775	5,837		24	11,394	6,667	1,287			
比 較			-50		-2,000			-1,900	-400				

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
本年度	10 (0)		35,000	22,283	57,283	12,626	69,909	
前年度	10 (0)		38,000	26,633	64,633	13,276	77,909	
比 較			-3,000	-4,350	-7,350	-650	-8,000	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
本年度	816	976	280	1,775	3,754		24	7,226	6,267	1,165			
前年度	816	976	330	1,775	5,754		24	9,126	6,667	1,165			
比 較			-50		-2,000			-1,900	-400				

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
本年度	2 (40)	10,803	4,052	2,473	17,328	2,304	19,632	
前年度	2 (40)	10,803	4,052	2,473	17,328	2,304	19,632	
比 較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
本年度					83			2,268		122			
前年度					83			2,268		122			
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	-3,000	1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分	-3,000		
職員手当	-4,350	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	-4,350		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額	288,200							
	平均給与月額	378,884							
	平均年齢(歳)	37歳5月							

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	158,900	-	158,900		-
短大卒(中級)	169,800	179,700	-	187,700	218,600
大学卒(上級)	191,700	194,500	-	197,800	224,100

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,600	-	151,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	181,100	204,900
大学卒(上級)	総合職 198,500 一般職 185,200	-	-	191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日 現在	1	3	30.0	1			1			1		
	2	1	10.0	2			2			2		
	3	1	10.0	3			3			3		
	4	2	20.0	4			4			4		
	5	3	30.0				5					
	6						6					
	7						7					
	計	10	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和4年度	2.150	2.250	4.400	有	
国の制度	2.150	2.250	4.400	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和5年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.06	0.06	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	20.00	20.00	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2, 0 5 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 8, 7 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		24,805	△1,000	23,805
	1 外来収入	24,805	△1,000	23,805
5 財産収入		8,335	△751	7,584
	1 財産運用収入	8,335	△751	7,584
7 繰入金		123,294	△300	122,994
	1 他会計繰入金	56,511	△300	56,211
歳入合計		160,783	△2,051	158,732

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		11,977	△1,300	10,677
	1 医業費	11,977	△1,300	10,677
4 諸支出金		8,335	△751	7,584
	1 基金費	8,335	△751	7,584
歳出合計		160,783	△2,051	158,732

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計
(直診勘定) 補正予算 (第 3 号) 説明書

歳入

(款) 1 診療収入

(項) 1 外来収入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者診療報酬収入	11,238	△1,000	10,238
計	24,805	△1,000	23,805

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	8,335	△751	7,584
計	8,335	△751	7,584

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金	28,111	△300	27,811
計	56,511	△300	56,211

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	△1,000	中之郷歯科診療所	△1,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	△751		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金	△300	中之郷診療所	16
		中之郷歯科診療所	△300
		にしあざい診療所	△16

歳出

(款) 2 医業費

(項) 1 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医療用消耗器材費	6,627	△1,300	5,327				△1,300
計	11,977	△1,300	10,677				△1,300

(款) 4 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	8,335	△751	7,584			△751	
計	8,335	△751	7,584			△751	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	△521	□中之郷歯科診療所費 △1,300
12 委 託 料	△779	医薬材料費 △521
		歯科技工委託料 △779

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	△751	□国民健康保険直営診療所管理運営基金積立金 △751

令和4年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,288,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険料		2,567,332	1,842	2,569,174
	1 介護保険料	2,567,332	1,842	2,569,174
4 国庫支出金		2,783,650	2,003	2,785,653
	2 国庫補助金	724,656	2,003	726,659
5 支払基金交付金		3,107,317	2,164	3,109,481
	1 支払基金交付金	3,107,317	2,164	3,109,481
6 県支出金		1,668,870	1,002	1,669,872
	2 県補助金	49,520	1,002	50,522
7 財産収入		1,868	956	2,824
	1 財産運用収入	1,868	956	2,824
8 繰入金		1,810,837	△2,912	1,807,925
	1 他会計繰入金	1,789,133	△2,912	1,786,221
歳入合計		12,283,494	5,055	12,288,549

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		254,481	△3,914	250,567
	3 介護認定審査会費	63,849	△3,914	59,935
3 地域支援事業費		303,505	8,013	311,518
	1 地域支援事業費	303,505	8,013	311,518
6 諸支出金		377,672	956	378,628
	1 基金費	191,410	956	192,366
歳出合計		12,283,494	5,055	12,288,549

令和 4 年度長浜市介護保険特別会計 補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 2 保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	2,567,332	1,842	2,569,174
計	2,567,332	1,842	2,569,174

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金	99,046	2,003	101,049
計	724,656	2,003	726,659

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業支援交付金	83,089	2,164	85,253
計	3,107,317	2,164	3,109,481

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地域支援事業交付金	49,520	1,002	50,522
計	49,520	1,002	50,522

(款) 7 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	1,868	956	2,824
計	1,868	956	2,824

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,789,133	△2,912	1,786,221
計	1,789,133	△2,912	1,786,221

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 現年度分普通徴収保険料	1,842	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	2,003	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	2,164	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	1,002	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	956	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 地域支援事業繰入金	1,002	
3 その他一般会計繰入金	△3,914	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 認定調査等費	41,160	△3,914	37,246				△3,914
計	63,849	△3,914	59,935				△3,914

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 介護予防・日常生活支援総合事業費	263,013	8,013	271,026	3,005		3,166	1,842
計	303,505	8,013	311,518	3,005		3,166	1,842

(款) 6 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	191,410	956	192,366			956	
計	191,410	956	192,366			956	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	△3,914	□介護認定調査事務経費 △3,914 手数料 △3,914

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	8,013	□介護予防・生活支援サービス事業費 8,013 介護予防・生活支援サービス費負担金 8,013

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	956	□介護保険財政調整基金積立金 956

令和 4 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2, 200 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38, 800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		9,740	△1,432	8,308
	2 負担金	9,740	△1,432	8,308
2 使用料及び手数料		9,963	1,868	11,831
	1 使用料	9,962	1,868	11,830
3 県支出金		0	700	700
	1 県委託金	0	700	700
4 繰入金		21,295	△3,336	17,959
	1 他会計繰入金	21,295	△3,336	17,959
歳入合計		41,000	△2,200	38,800

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 衛生費		40,000	△2,200	37,800
	1 保健衛生費	40,000	△2,200	37,800
歳出合計		41,000	△2,200	38,800

令和 4 年度長浜市休日急患診療所特別会計

補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 休日診療所運営負担金	9,740	△1,432	8,308
計	9,740	△1,432	8,308

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生手数料	9,962	1,868	11,830
計	9,962	1,868	11,830

(款) 3 県支出金

(項) 1 県委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生費県委託金	0	700	700
計	0	700	700

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	21,295	△3,336	17,959
計	21,295	△3,336	17,959

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 休日診療所運営負担金	△1,432	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 休日診療所使用料	1,868	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費委託金	700	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△3,336	

歳出

(款) 1 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 診療所運営費	40,000	△2,200	37,800	700			△2,900
計	40,000	△2,200	37,800	700			△2,900

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△1,200	□診療所管理運営費 △2,200
11 役 務 費	△1,000	報酬 △1,200 手数料 △1,000

令和4年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,257,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		300,053	△10,299	289,754
	1 使用料	299,964	△10,285	289,679
	2 手数料	89	△14	75
4 県支出金		2,000	△2,000	0
	1 県補助金	2,000	△2,000	0
5 財産収入		227	△5	222
	1 財産運用収入	227	△5	222
6 繰入金		803,903	84,794	888,697
	1 他会計繰入金	803,903	84,794	888,697
8 諸収入		3,371	1,710	5,081
	1 雑入	3,020	1,961	4,981
	3 延滞金、加算金及び過料	351	△251	100
9 市債		186,100	△112,900	73,200
	1 市債	186,100	△112,900	73,200
歳入合計		1,295,754	△38,700	1,257,054

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 農業集落排水事業費		697,121	△38,700	658,421
	1 農業集落排水事業費	697,121	△38,700	658,421
歳出合計		1,295,754	△38,700	1,257,054

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 186,100	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 73,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和 4 年度長浜市農業集落排水事業
特別会計補正予算（第 3 号）説明書

歳入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水施設使用料	299,964	△10,285	289,679
計	299,964	△10,285	289,679

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水施設手数料	89	△14	75
計	89	△14	75

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費補助金	2,000	△2,000	0
計	2,000	△2,000	0

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	227	△5	222
計	227	△5	222

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	803,903	84,794	888,697
計	803,903	84,794	888,697

(款) 8 諸収入

(項) 1 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	3,020	1,961	4,981
計	3,020	1,961	4,981

(款) 8 諸収入

(項) 3 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 延滞金	351	△251	100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△10,320	
3 行政財産使用料	35	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 督促手数料	△14	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業集落排水事業費補助金	△2,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	△5	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	84,794	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業集落排水事業費雑入	1,961	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 延滞金	△251	

(款) 8 諸収入

(項) 3 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
計	351	△251	100

(款) 9 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業債	186,100	△112,900	73,200
計	186,100	△112,900	73,200

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業集落排水事業債	△112,900	農業集落排水事業債 △18,000 公営企業施設等整理債 △94,900

歳出

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設管理費	649,221	△18,000	631,221		△91,700	56	73,644
2 施設整備費	47,900	△20,700	27,200	△2,000	△21,200	1,905	595
計	697,121	△38,700	658,421	△2,000	△112,900	1,961	74,239

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	△12,000	□処理施設管理経費	△18,000
12 委 託 料	△6,000	修繕料	△12,000
		処理施設維持管理委託料	△6,000
12 委 託 料	△500	□農業集落排水施設整備費	△20,700
14 工 事 請 負 費	△20,200	整備事業費	△20,700

令和4年度長浜市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度長浜市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 長浜病院事業収益	14,918,155 千円	0 千円	14,918,155 千円
第1項 医業収益	13,978,464 千円	△1,073,777 千円	12,904,687 千円
第2項 医業外収益	939,691 千円	1,073,777 千円	2,013,468 千円
第2款 湖北病院事業収益	3,165,536 千円	0 千円	3,165,536 千円
第1項 医業収益	2,421,393 千円	△404,242 千円	2,017,151 千円
第2項 医業外収益	744,143 千円	404,242 千円	1,148,385 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「946,646千円」を「912,156千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 長浜病院資本的収入	956,314 千円	31,908 千円	988,222 千円
第2項 出資金	575,414 千円	1,363 千円	576,777 千円
第3項 補助金	2,000 千円	30,545 千円	32,545 千円
第2款 湖北病院資本的収入	97,526 千円	△1,483 千円	96,043 千円
第2項 出資金	42,526 千円	△3,000 千円	39,526 千円
第3項 補助金	0 千円	1,517 千円	1,517 千円
支		出	
第2款 湖北病院資本的支出	218,031 千円	△4,065 千円	213,966 千円
第1項 建設改良費	81,673 千円	△4,065 千円	77,608 千円

令和5年2月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 4 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 4 号）説明書

令和4年度 長浜市病院事業会計補正予算(第4号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院 事 業 収 益			14,918,155	0	14,918,155	
	1. 医業収益		13,978,464	△ 1,073,777	12,904,687	
		1. 入院収益	9,038,362	△ 1,073,777	7,964,585	
	2. 医業外収益		939,691	1,073,777	2,013,468	
		2. 補助金	25,259	1,046,624	1,071,883	
		3. 負担金交付金	640,867	27,153	668,020	
2. 湖 北 病 院 事 業 収 益			3,165,536	0	3,165,536	
	1. 医業収益		2,421,393	△ 404,242	2,017,151	
		1. 入院収益	1,465,485	△ 404,242	1,061,243	
	2. 医業外収益		744,143	404,242	1,148,385	
		2. 補助金	6,433	404,242	410,675	

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			956,314	31,908	988,222	
資 本 の 収 入	2. 出資金		575,414	1,363	576,777	
		1. 出資金	575,414	1,363	576,777	
	3. 補助金		2,000	30,545	32,545	
		3. 国庫補助金	0	30,545	30,545	
2. 湖 北 病 院			97,526	△ 1,483	96,043	
資 本 の 収 入	2. 出資金		42,526	△ 3,000	39,526	
		1. 出資金	42,526	△ 3,000	39,526	
	3. 補助金		0	1,517	1,517	
		1. 国庫補助金	0	1,517	1,517	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 湖 北 病 院			218,031	△ 4,065	213,966	
資 本 の 支 出	1. 建設改良費		81,673	△ 4,065	77,608	
		1. 建設工事費	5,514	△ 804	4,710	
		2. 固定資産購入費	76,159	△ 3,261	72,898	

令和 4 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 収	（補正予定額） 入	（計）
第 1 款 下水道事業収益	4,392,965 千円	52,228 千円	4,445,193 千円
第 1 項 営業収益	1,942,290 千円	△16,896 千円	1,925,394 千円
第 2 項 営業外収益	2,450,675 千円	67,324 千円	2,517,999 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	1,800 千円	1,800 千円

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（計）
第 1 款 下水道事業費用	3,736,669 千円	△11,823 千円	3,724,846 千円
第 1 項 営業費用	3,317,562 千円	△17,796 千円	3,299,766 千円
第 2 項 営業外費用	413,407 千円	4,473 千円	417,880 千円
第 3 項 特別損失	700 千円	1,500 千円	2,200 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,990,536 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 75,109 千円、減債積立金 573,348 千円、過年度分損益勘定留保資金 831,105 千円、当年度分損益勘定留保資金 510,974 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,983,463 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 75,109 千円、減債積立金 573,348 千円、過年度分損益勘定留保資金 831,105 千円、当年度分損益勘定留保資金 503,901 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,505,637 千円	1,985 千円	2,507,622 千円
第2項 出資金	290,527 千円	8 千円	290,535 千円
第4項 負担金	20,787 千円	1,977 千円	22,764 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,496,173 千円	△5,088 千円	4,491,085 千円
第1項 建設改良費	1,394,929 千円	△5,330 千円	1,389,599 千円
第2項 償還金	3,099,354 千円	242 千円	3,099,596 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	177,868 千円	△5,330 千円	172,538 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,946,300 千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,026,786 千円である。」に改める。

令和5年2月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市公共下水道事業会計
補正予算（第2号）説明書

令和4年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収 益			4,392,965	52,228	4,445,193	
	1 営業収益		1,942,290	△ 16,896	1,925,394	
		1 公共下水道 使 用 料	1,913,523	△ 17,000	1,896,523	公共下水道使用料 △ 17,000
		2 雨 水 処 理 負 担 金	27,695	18	27,713	雨水処理負担金 18
		4 そ の 他 営 業 収 益	1,072	86	1,158	督促手数料 △ 109 その他雑収益 195
	2 営業外収益		2,450,675	67,324	2,517,999	
		2 負 担 金	260,930	7,337	268,267	他会計負担金 7,337
		3 補 助 金	1,372,148	73,123	1,445,271	他会計補助金 73,123
		4 長期前受金 戻 入	815,531	△ 11,924	803,607	国庫補助金 △ 2,449 県補助金 △ 104 負担金 △ 162 受贈資産評価額 △ 9,209
		7 雑 収 益	2,066	△ 1,212	854	延滞金 △ 1,363 その他雑収益 151
	3 特別利益		0	1,800	1,800	
		2 過年度損益 修 正 益	0	40	40	過年度損益修正益 40
		4 その他特別 利 益	0	1,760	1,760	その他特別利益 1,760

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			3,736,669	△ 11,823	3,724,846	
	1 営業費用		3,317,562	△ 17,796	3,299,766	
		1 管渠管理費	131,229	△ 3,000	128,229	修繕費 △ 2,000 委託料 △ 1,000
		3 総 係 費	126,567	900	127,467	貸倒引当金繰入額 900
		4 減価償却費	2,216,370	△ 15,696	2,200,674	構築物 △ 15,795 機械及び装置 654 施設利用権 △ 555
	2 営業外費用		413,407	4,473	417,880	
		1 支払利息及び 企業債取扱費	396,307	△ 527	395,780	企業債利息 △ 527
		2 消費税及び 地方消費税	17,000	5,000	22,000	消費税及び 地方消費税 5,000
	3 特別損失		700	1,500	2,200	
		2 貸 倒 損 失	0	1,500	1,500	貸倒損失 1,500

資本的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			2,505,637	1,985	2,507,622	
	2 出 資 金		290,527	8	290,535	
		1 出 資 金	290,527	8	290,535	他会計出資金 8
	4 負 担 金		20,787	1,977	22,764	
		1 負 担 金	20,787	1,977	22,764	工事負担金 1,977

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			4,496,173	△ 5,088	4,491,085	
	1 建設改良費		1,394,929	△ 5,330	1,389,599	
		1 管渠築造費	1,159,522	△ 5,330	1,154,192	給与 △ 2,000 手当 △ 3,000 賞与引当金繰入額 △ 31 法定福利費 △ 300 法定福利費 引当金繰入額 1
	2 償 還 金		3,099,354	242	3,099,596	
		1 償 還 金	3,099,354	242	3,099,596	企業債償還金 242

給 与 費 明 細 書

1. 総括

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人)	一 般 職		報 酬	給 料	手 当	計	福 利 費	
	長	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	0	6	20 (3)	3,328	86,192	52,652	142,172	29,287	171,459
補 正 前	0	6	22 (3)	3,328	88,192	56,011	147,531	29,586	177,117
比 較	0	0	△ 2 (0)	0	△ 2,000	△ 3,359	△ 5,359	△ 299	△ 5,658

手当の内訳	区 分	扶 養	通 勤	住 居	管 理 職	時 間 外	休日勤務	宿 日 直	特殊勤務
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手当の内訳	補 正 後	3,008	1,747	370	5,326	2,975	0	0	78
	補 正 前	2,692	2,227	400	6,306	3,379	0	0	94
	比 較	316	△ 480	△ 30	△ 980	△ 404	0	0	△ 16
内 訳	区 分	期 末	勤 勉	地 域	初任給調整	単身赴任	管理職特別勤務	退 職	賞与引当金
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	繰 入 額
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
内 訳	補 正 後	14,458	10,337	2,677	0	0	24	0	11,652
	補 正 前	15,804	10,699	2,727	0	0	0	0	11,683
	比 較	△ 1,346	△ 362	△ 50	0	0	24	0	△ 31

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人)	一 般 職		報 酬	給 料	手 当	計	福 利 費	
	長	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	0	6	20 (0)	153	84,201	51,462	135,816	28,228	164,044
補 正 前	0	6	21 (1)	153	86,201	54,821	141,175	28,527	169,702
比 較	0	0	△ 1 (-1)	0	△ 2,000	△ 3,359	△ 5,359	△ 299	△ 5,658

手当の内訳	区 分	扶 養	通 勤	住 居	管 理 職	時 間 外	休日勤務	宿 日 直	特殊勤務
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手当の内訳	補 正 後	3,008	1,662	370	5,326	2,975	0	0	78
	補 正 前	2,692	2,142	400	6,306	3,379	0	0	94
	比 較	316	△ 480	△ 30	△ 980	△ 404	0	0	△ 16
内 訳	区 分	期 末	勤 勉	地 域	初任給調整	単身赴任	管理職特別勤務	退 職	賞与引当金
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	繰 入 額
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
内 訳	補 正 後	13,413	10,337	2,617	0	0	24	0	11,652
	補 正 前	14,759	10,699	2,667	0	0	0	0	11,683
	比 較	△ 1,346	△ 362	△ 50	0	0	24	0	△ 31

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人) 長 所 他	一 般 職 (人)		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
補 正 後	0	0	0 (3)	3,175	1,991	1,190	6,356	1,059	7,415
補 正 前	0	0	1 (2)	3,175	1,991	1,190	6,356	1,059	7,415
比 較	0	0	△ 1 (1)	0	0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)
	補 正 後		85			0	0	0	0
	補 正 前		85			0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	管 理 職 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	賞 与 引 当 金 繰 入 額 (千円)
	補 正 後	1,045		60	0	0	0	0	0
	補 正 前	1,045		60	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 2,000	給与改定に伴う増減分		
		普通昇給に伴う増加分		
		昇給期間短縮に伴う増加分		
		その他の増減分 △ 2,000	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 人 人 人	
			補 正 後 20 3 23 補 正 前 19 3 22 増 減 1 0 1	
手 当	△ 3,359	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分 △ 3,359		

3. 給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給与 (円)

区 分	行政職	再任用
令和5年 1月1日現在	平均給料月額	215,200
	平均給与月額	238,056
	平均年齢 (歳)	60歳8月

イ 初任給 (円)

区 分	行政職	技能労務職
高校卒（初級）	158,900	158,900
短大卒（中級）	169,800	-
大学卒（上級）	191,700	-

区 分	国の制度	
	行政職	技能労務職
高校卒（初級）	154,600	151,900
短大卒（中級）	-	-
大学卒（上級）	総合職198,500 一般職185,200	-

ウ 級別職員数

区 分	行政職			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 1月1日 現在	1	0	0.0	1	0	0.0
	2	2	10.5	2	1	100.0
	3	1	5.3	3		
	4	9	47.4	4		
	5	4	21.0	5		
	6	1	5.3	6		
	7	2	10.5	7		
	計	19	100	計	1	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）	（月分）		
令和4年度	2.150	2.250	4.400	有	
国の制度	2.150	2.250	4.400	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当（令和5年1月1日現在）

区 分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%～45%加算	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%～45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.10	0.10	
支給対象職員の比率 令和5年1月1日現在(%)	35.00	36.80	
代表的な特殊勤務 手当の名称	工事現場監督 等従事手当	工事現場監督 等従事手当	

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の制定について

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、他者とコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて手話が言語として認められず、その使用が禁止されていた時期があるなど、ろう者は、様々な場面で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

その後、障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）や障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）において、手話は言語として位置付けられましたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されている状況ではないことから、手話に対する長浜市民の理解を深めるとともに、手話を普及して使用しやすい環境を整備していくことが重要です。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、長浜市民が手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、長浜市民と長浜市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) ろう者 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者（手話を使用するろう児及び盲ろう者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話の獲得及び習得に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が言語であることを認識し、ろう者が、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。
- (3) ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携することにより、ろう者が、手話によ

るコミュニケーションを図ることができ、自立した日常生活又は地域における社会参加ができるように必要な施策を推進するものとする。

- 2 災害が発生した場合において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者は、基本理念にのっとり、手話の普及に努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

- 2 市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長浜市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

長浜市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和5年2月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(長浜市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例)

第1条 長浜市勤労者福祉施設条例（平成18年長浜市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は」を「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた時点において」に、「前納し」を「納め」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(長浜市都市公園条例の一部を改正する条例)

第2条 長浜市都市公園条例（平成18年長浜市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「規則で定める使用許可申請書を市長に提出し」を「市長に申請し」に改める。

第10条第2項ただし書き中「特別の理由があると認める場合」を「別に定めるものについて」に改める。

(長浜市市民文化ホール条例の一部を改正する条例)

第3条 長浜市市民文化ホール条例（平成18年長浜市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下「使用者」という。）」を削り、「使用者が」を「ホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」に改める。

第8条第3項中「ホールの使用許可を受けた者は」を「使用者は、使用の許可を受けた時点において」に、「前納し」を「納め」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例)

第4条 長浜市民スポーツ施設条例（平成18年長浜市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第9条中「使用許可の際」を「使用の許可を受けた時点において」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。
別表アの3の表中

「

(3) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合	
---	--

」

を
「

(3) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（性能基準の評価によるもの）	
---	--

」

に、
「

(4) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、13,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、23,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、46,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、80,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、126,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、188,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,709,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、283,000円）
(5) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分について（1）又は（2）の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について（3）又は（4）の区分に応じて定める額

	を加算した額
--	--------

を
「

(4) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（性能基準以外の評価によるもの）	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円）
(5) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合（性能基準の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,709,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円）
(6) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合（性能基準以外の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	104,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

5,000平方メートル未満のもの	のにあつては、46,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	277,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	464,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	808,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)
(7) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分について（1）又は（2）の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について（3）、（4）、（5）又は（6）の区分に応じて定める額を加算した額

に改め、同表備考に次のように加える。

5 この表において性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）の適合性を評価する方法をいう。

別表アの4の表中

「

(3) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合	
---	--

」

を

「

(3) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（性能基準の評価によるもの）	
---	--

」

に、

「

(4) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上	119,000円（評価書面の添付がなされたもの

2,000平方メートル未満のもの	のにあつては、21,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)
(5) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分について(1)又は(2)の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について(3)又は(4)の区分に応じて定める額を加算した額

を
「

(4) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合 (性能基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
(5) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合 (性能基準の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)

床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	532,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、124,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	934,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、186,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	1,707,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、282,000円）
(6) 認定を受けようとする建築物の全部 が住宅の用途に供するもので共同住宅 又は長屋住宅の場合（性能基準以外の 評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、21,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	102,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、44,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	152,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、78,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	275,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、124,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	462,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、186,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	807,000円（評価書面の添付がなされたもの にあつては、282,000円）
(7) 認定を受けようとする建築物の一部 が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分について（1）又は（2）の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について（3）、（4）、（5）又は（6）の区分に応じて定める額を加算した額

」

に改め、同表備考に次のように加える。

6 この表において性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）の適合性を評価する方法をいう。

別表の3の表19の項の次に次のように加える。

19 の2	建築基準法第52条第6項第3号の 規定に基づく建築物の容積率に関する 認定の申請に関する審査	建築物の容積率の特 例認定申請手数料	27,000円
----------	--	-----------------------	---------

別表の3の表24の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同表26の項の次に次のように加える。

26の2	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
------	--	------------------------------	----------

別表の3の表40の項中「建築物（」の次に「建築等を行わない」を加え、「この号」を「この項及び42の項」に改め、同表41の項から45の項までを次のように改める。

41	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有し、かつ、一定規模以上の面積の一団地で総合的設計による建築物の特例及び建築物の容積率、高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
42	建築基準法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有し、かつ、一定規模以上の面積の一団の土地の区域で既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例及び建築物の容積率、高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
43	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の認定の申請に対する審査	建築物の認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等を行う建築物に限る。以下この項及び44の項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
44	建築基準法第86条の2第2項の規	広い空地を有する建	建築物の数が1である

	定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の特例及び建築物の容積率、高さの特例許可申請手数料	場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
4 5	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく建築物の許可の申請に対する審査	建築物の許可申請手数料	建築物（一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内許可建築物の増築等を行う建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

別表の5の表中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（）」に改め、同表1の項及び2の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この条例中別表アの3の表の改正規定、別表アの4の表の改正規定及び別表の3の表の改正規定は令和5年4月1日から、別表の5の表の改正規定は同年5月26日から施行する。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

第 22 条の 10 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 32 条第 1 項第 2 号中「28 万 5 千円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（出産育児一時金に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る長浜市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（保険料に関する経過措置）

3 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第 22 条の 10 及び第 32 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市保育所条例の一部改正について

長浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市保育所条例の一部を改正する条例

長浜市保育所条例（平成18年長浜市条例第108号）の一部を次のように改正する。
別表長浜市立一麦保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表五大田地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市市営住宅条例等の一部改正について

長浜市市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市市営住宅条例等の一部を改正する条例

(長浜市市営住宅条例の一部改正)

第1条 長浜市市営住宅条例（平成18年長浜市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号ア（イ）中「又は2級」を「から3級までのいずれか」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、規則に定める特別の事情があると認める者については、第1項第4号から第7号まで（第5号を除く。）に規定する条件を具備しない場合であっても、入居者資格を有するものとみなすことができる。

第9条第2項中「市長の附属機関として設置する」を「別に定める」に改め、「聴いて」の次に「、市長が」を加え、同条第3項中「寡婦」の次に「、寡夫若しくはひとり親」を加える。

第9条の2第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「別に定める子育てに適すると認める市営住宅に、第6条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、規則で定めるものを入居させる」に、「前条第2項」を「前条第1項」に改め、同項各号を削る。

第10条第2項中「第11条第4項」を「次条第3項」に改める。

第11条第1項第1号中「連帯保証人2人の連署した」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) その他市長が指示する書類の提出

第11条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条に次の1項を加える。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、入居者が病気を患っていることその他特別の事情により、当該入居者が入居の際に同居していた親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、同居の承認をすることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 前条第4項の規定は、前項の規定により市長が特別の事情があると認める場合についてこれを準用する。この場合において、「第2項」とあるのは「前項本文」と、「入居」とあるのは「承継希望」と、「親族以外の者」とあるのは「入居者の地位」と、「同居」とあるのは「承継」と読み替えるものとする。

第15条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（省令第8条に掲げるものに該当する者に限る。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求又は省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項

に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第16条第3項中「申告」の次に「、法第34条の規定による書類の閲覧の請求又は省令第9条に規定する方法」を加える。

第18条第1項中「第11条第5項」を「、第11条第4項」に改める。

第23条第3号中「共同施設」の次に「、エレベーター」を加える。

第30条第2項中「金額」の次に「又は令第10条に規定する基準により定めた金額」を加える。

第32条第1項中「第15条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第37条第1項、第40条及び第41条中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

(長浜市改良住宅条例の一部改正)

第2条 長浜市改良住宅条例（平成18年長浜市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第12条」を「第8条」に改め、「第6条第3項」の次に「、同条第4項」を加え、「、第8条第3項、第9条、第9条の2、第10条及び第11条は除く」を「及び第8条第3項を除く」に改め、「「改良住宅」と」の次に「、第6条第1項第2号中「21万4千円」とあるのは「15万8千円」と」を加える。

第8条第2項中「連帯保証人と連署した」を削る。

(長浜市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 長浜市特定公共賃貸住宅条例（平成21年長浜市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第2項中「市長の附属機関として設置する」を「別に定める」に改め、「聴いて」の次に「、市長が」を加える。

第11条第1項第1号中「連帯保証人2人の連署した」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第19条第1項中「第14条」を「第14条第2項」に改める。

第33条第1項第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市営住宅又は特定公共賃貸住宅の入居者として決定している者における第1条の規定による改正前の長浜市市営住宅条例（以下この項において「旧

市営住宅条例」という。)第9条の2第1項第2号又は第3条の規定による改正前の長浜市特定公共賃貸住宅条例(以下この項において「旧特公賃住宅条例」という。)第8条第2項、第5項及び第6項並びに第33条第1項第7号の規定の適用並びに旧市営住宅条例第12条又は旧特公賃住宅条例第12条に規定する連帯保証人については、なお従前の例による。

長浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市消防団の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「2, 014人」を「1, 748人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長浜市長浜城歴史博物館条例の一部改正について

長浜市長浜城歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市長浜城歴史博物館条例の一部を改正する条例

長浜市長浜城歴史博物館条例（平成18年長浜市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき」を削る。

第 15 条第 1 項中「博物館に法第 20 条第 2 項に規定する」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ながはま 0 次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する
条例の一部改正について

ながはま 0 次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

ながはま 0 次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例

ながはま 0 次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する条例（平成20年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第21号までを次のように改める。

- (2) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (3) 個人識別符号 法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- (4) 試料 事業参加者から採取された血液、体液、組織、細胞及び排せつ物並びにこれらから抽出したDNA等の人の体の一部であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。
- (5) 情報 事業参加者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等の人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。
- (6) 試料・情報 試料及び情報をいう。
- (7) 事業計画 事業実施者が、事業の実施に当たり事業の意義、目的、方法、事業参加者が被る可能性のある不利益、試料・情報の取扱方法等について定めた計画をいう。
- (8) 事業実施者 事業を実施する市長及び医学研究科長をいう。
- (9) 事業参加者 事業のために試料・情報を提供する者（死者を含む。）をいう。
- (10) 研究機関 研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。
- (11) コホート研究 事業実施者が、包括同意の範囲内で行う研究であって、事業参加者の試料・情報を収集するために実施する健診（以下「0次健診」という。）で取得した試料・情報の分析結果と、追跡調査によって得る情報との関連を解析する研究をいう。
- (12) 付随研究 0次健診又は追跡調査に加えて新たに試料・情報を取得して行う研究をいう。
- (13) 研究者等 コホート研究及び付随研究の実施（試料・情報の収集及び提供を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する以外の者であって、以下のいずれかに該当するものは除く。
 - ア 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者
 - イ 既存試料・情報の提供のみを行う者
 - ウ 委託を受けて研究に関する業務の一部のみに従事する者
- (14) 付随研究計画 研究者等が、付随研究を実施するに当たり研究の意義、目的、方法、試料・情報の管理方法、費用、研究を行う者の所属及び氏名、予測される研究成果等を記載した計画をいう。
- (15) ID化 特定の個人を識別することができる記述等（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を当該個人と関わりのない番号等に置き換えることをいう。

- (16) 突合表 特定の事業参加者を識別することができるよう、当該事業参加者と I D 化の際に置き換えた番号等とを照合することができるようにする表をいう。
- (17) 一次 I D 市長が、試料・情報から氏名、住所及び生年月日を当該個人と関わりのない番号等に置き換えたものをいう。
- (18) 一次 I D 化突合表 前号の氏名、住所及び生年月日と一次 I D との突合表のことをいう。
- (19) 二次 I D 医学研究科長が、試料・情報を保管し、研究者等に分配するに当たり、一次 I D を当該一次 I D と関わりのない番号等に置き換えたものをいう。
- (20) 二次 I D 化突合表 二次 I D と一次 I D との突合表をいう。
- (21) インフォームド・コンセント 事業参加者が、実施され、又は継続されようとする事業又は付随研究に関して、当該事業又は付随研究の目的及び意義並びに方法、事業参加者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について事業実施者から事前に十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいて事業実施者に対し与える、当該事業及び付随研究（試料・情報の取扱いを含む。）を実施され、又は継続されることに関する同意をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (22) 遺伝情報 試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。

第 4 条第 1 項中「個人情報等」を「個人情報」に改める。

第 6 条第 3 項中「ために、ながはま 0 次予防コホート事業個人情報管理者（以下「個人情報管理者」という。）を設置しなければならない」を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 市長は、前項に定める個人情報の管理運用に関する権限又は事務を別に定める者（以下「個人情報管理者」という。）に委任することができる。

第 7 条第 1 項中「匿名化に当たり作成された個人情報等」を「個人情報」に、「一次匿名化対応表」を「一次 I D 化突合表」に改め、同条第 2 項中「ための管理者を設置し、その者に必要な措置を講じさせなければならない」を削り、同条第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 医学研究科長は、前項に規定する試料・情報及び個人識別符号の管理に関する権限又は事務を別に定める者に委任することができる。

第 8 条第 4 項中「匿名化」を「二次 I D 化」に改め、同条第 5 項中「匿名化に当たり作成された二次匿名化対応表」を「二次 I D 化突合表」に改める。

第 9 条第 7 項中「個人情報等」を「死者に関する個人情報（死亡した事業参加者に関する情報であつて、法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するものをいう。）」に改める。

第 10 条第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「審議に付したうえ」を「意見を聴いた上」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「個人情報等」を「個人情報」に改め、「、遅滞なく」を削り、同項ただし書中「開示することにより規則で定める事項に該当する場合」を「法第 78 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 事業実施者及び研究者等は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定

の個人を識別することができる試料・情報について、生存する個人に関する情報と同様に、法及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部科学省厚生労働省経済産業省告示第１号）の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第１１条第１項中「試料・情報を匿名化」を「試料・情報を一次ＩＤ化」に、「及び一次匿名化対応表」を「並びに一次ＩＤ化突合表」に改める。

第１４条を削り、第１５条を第１４条とし、第１６条を第１５条とする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の日前にこの条例による改正前のながはま０次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する条例第１０条第４項の規定による請求がされた場合における個人情報等の開示については、なお従前の例による。

長浜市改良住宅の譲渡に関する条例及び長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例の一部改正について

長浜市改良住宅の譲渡に関する条例及び長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市改良住宅の譲渡に関する条例及び長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例の一部を改正する条例

(長浜市改良住宅の譲渡に関する条例の一部改正)

第 1 条 長浜市改良住宅の譲渡に関する条例（平成21年長浜市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、改良住宅等管理要領（昭和54年 5 月11日付け建設省住整発第 6 号建設省住宅局長通知）第 16 の規定により用途を廃止した改良住宅を譲渡することができる。

第 7 条第 2 項中「、国土交通大臣の承認を得て」を削る。

(長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例の一部改正)

第 2 条 長浜市改良住宅譲渡促進資金貸付条例（平成21年長浜市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第 29 条で準用する公営住宅法（昭和26年法律第193号）第 44 条第 1 項及び改良住宅等管理要領（昭和54年 5 月11日付け建設省住整発第 6 号建設省住宅局長通知）第 15 の規定により改良住宅の譲受けを希望する入居者」を「長浜市改良住宅の譲渡に関する条例（平成21年長浜市条例第91号。以下「譲渡条例」という。）の規定に基づき改良住宅の譲受けを希望する者」に改める。

第 2 条中「長浜市改良住宅の譲渡に関する条例（平成21年条例第91号。以下「譲渡条例」という。）」を「譲渡条例」に改め、「当該改良住宅の入居」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市附属機関設置条例の一部改正について

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部長浜市子ども・子育て会議の項を次のように改める。

長 浜 市 未 来 こ ど も 若 者 会 議	こども基本法（令和 4 年法律第77号）第 10 条第 2 項及び第 5 項の規定による計画の策定、進行管 理その他のこども及び若者に関する総合的な施策 の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15 人以内
----------------------------	---	--------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

財産の譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 譲渡の相手方

長浜市湖北町速水 2277 番地
社会福祉法人香雲会 理事長 門池 守

2 財産の種類及び数量

(1) 財産の名称 一麦保育園

(2) 種類及び数量

種類	建物	鉄骨造平屋建
数量	1 棟	延床面積 601.00m ²

3 財産の所在

長浜市湖北町山本 3089 番地

4 譲渡の目的

社会福祉法人香雲会が令和 6 年 4 月 1 日から一麦保育園を運営するにあたり、教育・保育事業の用に供するため。

5 譲渡する日

令和 6 年 4 月 1 日

財産の貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付けすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 貸付けの相手方

長浜市湖北町速水 2277 番地
社会福祉法人香雲会 理事長 門池 守

2 財産の種類及び数量

別紙のとおり

3 貸付けの目的

社会福祉法人香雲会が令和 6 年 4 月 1 日から一麦保育園を運営するにあたり、教育・保育事業の用に供するため。

4 無償貸付けの期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで
ただし、一部財産については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

別紙

土地の所在、地目及び面積

	所在	地目	面積(㎡)
(1)	長浜市湖北町山本字下川原 3 0 8 9 番	雑種地	1, 6 1 3
(2)	長浜市湖北町今西字川久保 2 1 2 3 番	雑種地	2 1 0
(3)	長浜市湖北町今西字川久保 2 4 1 5 番	宅地	4 7 2. 6 9
(4)	長浜市湖北町今西字川久保 2 4 1 6 番	雑種地	1, 1 2 9
(5)	長浜市湖北町今西字川久保 2 4 3 0 番	雑種地	1 6 9
(6)	長浜市湖北町今西字川久保 2 4 3 1 番	雑種地	6 7 0
(7)	長浜市湖北町今西字川久保 2 4 3 2 番	雑種地	1, 3 7 4
(8)	長浜市湖北町今西字川久保 2 4 3 3 番	雑種地	8 7 9
(9)	長浜市湖北町今西字川久保 2 4 3 4 番	雑種地	4 3 7

上記土地の無償貸付け期間は、(2)及び(4)から(8)までは令和5年4月1日から令和15年3月31日まで、(1)、(3)及び(9)は令和6年4月1日から令和15年3月31日まで。